

指定居宅介護支援事業所 新居浜市医師会
重要事項説明書

一般社団法人 新居浜市医師会

指定居宅介護支援事業所 新居浜市医師会重要事項説明書

(事業の目的)

第1条 一般社団法人新居浜市医師会（以下「本会」という。）が開設する指定居宅介護支援事業所新居浜市医師会（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定居宅介護支援事業は、その利用者が要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮するとともに、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的且つ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

2 事業所の介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたってはその利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。

3 事業所の職員は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第3条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

職 種 名	人 員	職 務 内 容
	常 勤	
管理者（兼務）	1	本会会長の命を受け、事業所の統一管理を行う。 (介護支援専門員と兼務)
介護支援専門員	2	指定居宅介護支援の提供にあたる。
計	3	

(営業日及び営業時間)

第4条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

月曜日から金曜日は午前9時から午後5時までとする。土曜日は午前9時から午後0時までとする。但し、日曜日、盆8月15日、16日、地方祭10月17日、18日、年末年始12月30日から1月3日まで、国民の祝日を除く。

但し、電話対応により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(内容及び手順の説明と同意)

第5条 事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、この規定の概要その他の利用申込者のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

2 事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ居宅サービス計画が利用者の希望を基礎として作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得るものとする。

(提供拒否の禁止)

第6条 事業所は、正当な理由もなく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第7条 事業所は、事業の実施地域によって、自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他必要な措置を講じるものとする。

(受給資格等の確保)

第8条 事業所は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定等の申請等に係る援助)

第9条 事業所は、被保険者の要介護認定等に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行うものとする。

2 事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行

われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

- 3 事業所は、要介護認定等の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間の満了日の1月前には行われるよう、必要な援助を行うものとする。

(指定居宅介護支援の基本的取扱方針)

第10条 事業所は、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行うものとする。

- 2 事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針等)

第11条 指定居宅介護支援の方針は、次に掲げるところによる。

- (1) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に関する業務を担当する。
- (2) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に提供して、利用者サービスの選択を求めるものとする。
- (3) 介護支援専門員は、サービス提供事業者等の選定については、居宅サービス計画は、利用者の希望に基づいて作成されるものから、居宅サービス計画へのサービス提供事業者の位置づけにあたっては当該サービスも含め、全ての提供サービスについて複数の居宅サービス提供事業所等を紹介し、特徴や利便性などを説明した上で選定していただけるように努める。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者から介護支援専門員に対し、複数の居宅サービス事業所等の紹介や事業所等の選定理由の説明を求めることを可能とする。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により利用者についてその有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等とその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。
- (6) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。この場合、面接の主旨を利用者及びその家族に対して十分説明し、理解を得るものとする。

- (7) 介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握した解決すべき課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ、居宅サービス計画の原案を作成するものとする。
- (8) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の原案に位置づけた、指定居宅サービス等の担当者（以下この号において「担当者」という）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者からの専門的な見地からの意見を求めるものである。
- (9) 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区別した上で、その種類、内容、利用枠等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (11) 介護支援専門員は、利用者がその居宅においては日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院、又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (12) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (13) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めるものとする。
- (14) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置づける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置づける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点から留意事項が示されているときは、当該注意点を尊重してこれを行うものとする。

- (15) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に認定審査会意見又は指定に係る居宅サービスの種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨（指定に係る居宅サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成するものとする。
- (16) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、原則として特定の時期に偏ることなく計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにするものとする。
- (17) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を含めて居宅サービス計画上に位置づけるよう努めるものとする。
- (18) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明するものとする。

（課題分析票の種類等）

第12条 事業所の介護支援専門員が使用する課題分析票及び利用者の相談の場所等は、次のとおりとする。

- (1) 使用する課題分析票 居宅サービス計画ガイドライン
- (2) 相談の場所 通常事務所相談室
- (3) サービス担当者会議の場所 通常事務所相談室
- (4) 介護支援専門員による居宅訪問の回数等
必要の都度及び利用者の要請により訪問するものとする。

（指定居宅介護支援の利用料及び支払の方法）

第13条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、別紙のとおりである。

- 2 次条の通常の事業の実施区域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、無料とする。
- 3 前項の費用に関わるサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について文書で説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 4 第1項の利用料の支払いを受けた場合は、利用者に対し、指定居宅介護支援提供証明書を交付するものとする。

(通常の事業の実施区域)

第14条 通常の事業の実施区域は、新居浜市の区域とする。

(苦情処理)

第15条 事業所は、提供した居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に迅速且つ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な設置を講じるものとする。

当事業所に対する苦情や相談は以下の専用窓口で受け付ける。

○当事業所お客様相談窓口

指定居宅介護支援事業所 新居浜市医師会

窓口担当者 石川 ひとみ (管理者)

主任介護支援専門員

ご利用時間 9:00～17:00 (月～金)

9:00～12:00 (土)

※祝日、お盆(8/15～8/16)、地方祭(10/17～10/18)、年末年始(12/30～1/3)を除く

ご利用方法 電話(0897-34-5675)

当事業所以外でも、下記の窓口に相談できます。

・愛媛県国民健康保険団体連合会

電話 089-968-8700

8:30～17:15

(土日・祝日・年末年始12/29～1/3)を除く

・新居浜市介護福祉課

電話 0897-65-1241

8:30～17:15

(土日・祝日・年末年始12/29～1/3)を除く

(利益收受の禁止等)

第16条 事業所の介護支援専門員は、利用者に対して、特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

2 事業所及び事業所の職員は、特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者から金品その他の財産上の利益を收受し

てはならない。

(掲示及び広告等)

第 17 条 事業所は、事業所の見やすい場所にこの規程の概要、職員の勤務体制、その他利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

2 事業所の業務を広告する必要がある場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(身分を証する書類の携行)

第 18 条 事業所の介護支援専門員は、その勤務中常に身分を証する書類を携行し、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められた時はこれを提示しなければならない。

(緊急時等における対応方法)

第 19 条 事業所の介護支援専門員は、提供した居宅介護支援について緊急事態が生じた時は、速やかに主治医・家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第 20 条 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに必要な措置を講じなければならない。

2 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 利用者に対する指定居宅介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(秘密保持義務)

第 21 条 従業者である者は、正当な理由がない限り、業務上知りえた秘密は漏らしてはならない。退職後についても、在職中知りえた秘密は漏らしてはならない。

事業所は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該等家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(虐待・身体拘束の防止について)

第 22 条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について介護支援専門員等に周知徹底を図るものとする。
- (2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備するものとする。。
- (3) 介護支援専門員等に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じるものとする。
- (4) 事業所は利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行うものとする。
- (5) サービス提供中に虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを新居浜市に通報するものとする。
- (6) 事業者は、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。
やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (7) 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定するものとする。

虐待防止担当者：新居浜市医師会 石川ひとみ

(衛生管理等)

第 23 条 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止について、検討する委員会、研修、訓練を定期的実施するとともに指針の整備を行うものとする。

(事業継続計画)

第 24 条 感染症や災害時にサービス提供を継続的に行えるように事業継続計画を策定し、事業継続計画書について職員に対し周知し、定期的な研修や訓練を行い、また定期的に計画書の見直しを行うものとする。

(第三者評価)

- (1) 当事業所は、現時点では第三者評価を未実施である。
- (2) 第三者評価については、今後その実施時期を検討し、受審した際には評価結果を公表するものとする。

重要事項について説明を受け、内容を確認しました。

			年	月	日
事業所	住 所	新居浜市庄内町4-7-54			
	事業所名	指定居宅介護支援事業所			
		新居浜市医師会			
		管理者	石川	ひとみ	印
ご利用者	住 所				
	氏 名				印
ご利用者	住 所				
代理人名	氏 名				印
	(続 柄)	()	